

平成 19 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名：キヤノンマーケティングジャパン株式会社
(コード：8060 東証第一部)
代表者名：代表取締役社長 村瀬 治男
問合せ先：コミュニケーション本部長 松阪 喜幸
(TEL：03-6719-9093)

株式会社アルゴ 21 株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 16 日開催の取締役会において、下記のとおり株式会社アルゴ 21 (コード 4692 東証第一部、以下「対象者」といいます。)の株式及び新株予約権を公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、従来の卸売業からソリューション業への業態転換に向け体質強化を進めた結果、2006 年に、グループ連結業績で、4 期連続増収増益、2 期連続最高売上・利益更新を達成し、同年 4 月に変更した新社名に相応しいスタートを切ることが出来ました。また、同年には、キヤノングループが掲げている「グローバル優良企業グループ構想フェーズ III」(2006~2010 年)の一環として、「長期経営構想(2006~2010 年)」(以下「長期経営構想」といいます。)もスタートさせました。長期経営構想の中で、当社は、2010 年に売上高 1 兆 1,000 億円、経常利益率 5.2%以上の経営目標を掲げるとともに、IT ソリューション事業の売上目標を 3,000 億円とする方針(ITS3000 億円計画)を打ち出しております。

当社は、2003 年に旧住友金属システムソリューションズ株式会社(現キヤノンシステムソリューションズ株式会社(以下「CSOL 社」といいます。))の全株式を取得し、同社をグループにおける IT ソリューション中核企業へと成長させてまいりました。CSOL 社においては、システムインテグレーション(以下「SI」といいます。)事業、パッケージソフト商品事業、基盤系事業の整理統合強化を進めております。これに加え、CSOL 社は、医療ソリューション事業や CAD 事業強化のための M&A などを進めてまいりました。また、その他のグループ各社におきましても、M&A や事業提携などを積極的に遂行しております。

しかしながら、当社は、ITS3000 億円計画達成のためには、こうした事業強化策だけでは不十分であると考えております。今後、グローバルな競争が激化する IT ソリューション分野においては、自社

の強みを活かしつつ、顧客にワンストップでサービスを提供できる IT ソリューションカンパニーの創設が急務であると考えられます。当社は、アルゴ 21 を当社グループの一員として迎えることにより、ITS3000 億円計画実現に向けた飛躍的な成長路線を磐石にすることができると考えております。すなわち、アルゴ 21 は、1984 年の創業以来、情報システムの企画、構築から運用管理に至るまでの一貫したサービス体制により、IT サービス業界において独自性のある事業展開を進めてきました。特に、金融や公共を中心に蓄積されたノウハウをベースとした SI サービスに強みを発揮し、顧客、パートナーから強く信頼される存在として活動しています。かかるアルゴ 21 と CSOL 社との連携により、両社の SI 事業における開発力、構築力を活かして、IT ソリューション事業の強化を大きく図ることが出来るものと考えられます。また、他の事業領域におけるグループ各社とのシナジーも期待することができます。

以上の考えの下、当社は、アルゴ 21 との間で事業提携ないし資本提携について協議・検討を重ねてまいりましたが、本公開買付けを実施することが両社の企業価値の向上に資するものであると判断し、両社間で本公開買付けの実施等に関して平成 19 年 5 月 16 日付で合意書（以下「本合意書」といいます。）を締結いたしました。本合意書においては、本公開買付け終了後における当社の指名する者のアルゴ 21 の役員を選任に関して本公開買付けの結果当社の有することとなるアルゴ 21 の議決権の割合に応じて両社間で誠実に協議の上決定すること、当社及びアルゴ 21 並びにそのグループ会社のシナジーを最大化するべく本公開買付け終了後のアルゴ 21 の事業展開等について誠実に協議を行うこと等について、両社間で合意しております。

当社は、本公開買付けの結果、アルゴ 21 を子会社化することを企図しておりますが、同社の上場廃止は必ずしも企図しておりません。したがって、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数は 5,800,000 株（買付等を行った後における株券等所有割合は 54.21%）としております。しかしながら、当社及びアルゴ 21 は、アルゴ 21 の株主の利益に鑑み、本公開買付けに応募いただいた株券等については全てを買付ける旨合意しており、本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が上記買付予定の株券等の数を下回った場合又は応募株券等の総数が上記買付け予定の株券等の数を上回った場合のいずれの場合であっても、応募株券等の全部を買付けることとしております。

なお、アルゴ 21 の株式は東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、上記の通り本公開買付けはアルゴ 21 の上場廃止を企図するものではありません。しかしながら、本公開買付けでは買付けを行う株券等の数に上限を設定しないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て、アルゴ 21 の株式は上場廃止となる可能性があります。東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に抵触した場合には、当社は、アルゴ 21 の少数株主の利益を保護するべく、株式交換等によるアルゴ 21 の完全子会社化等も視野に入れておりますが、現時点では具体的な対応方針及びその条件等の詳細については決定しておらず、本公開買付けの結果東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に抵触するに至った段階で、本公開買付けの結果を踏まえ慎重に検討を行ってまいります。

また、当社は、本公開買付けの結果アルゴ 21 の上場が維持されるか否かにかかわらず、本公開買付けの終了後 2008 年度を目処に、アルゴ 21 と CSOL 社（2006 年 12 月期実績（連結）売上高 43,029 百万円、経常利益 3,151 百万円、総資産額 16,227 百万円、資本金 3,617 百万円、従業員数 1,775 名）との間で事業統合を行うことを検討しております。これにより、当該事業統合後の新会社は、当社グ

グループにおける IT ソリューション事業の中核として競争力のある企業となることを目指します。さらに、当社はかかる統合を受けて、更なる規模拡大と提供サービスの質的向上を進め、日本の情報サービス産業を牽引していく存在となることを目標とします。なお、かかる事業統合の具体的な形態及び条件(本公開買付けの結果アルゴ 21 の上場が維持されている場合において、当該事業統合後に同社の上場を引き続き維持するか否かを含みます。)については、現時点では未定であり、本公開買付けの結果当社の有することとなるアルゴ 21 の議決権の割合及び本公開買付け後の各社の具体的な状況等に応じて、今後検討の上決定する予定です。

アルゴ 21 経営陣にはすでに以上の趣旨に対する共感の意を表していただいております。同社の平成 19 年 5 月 16 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議がなされております。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商号	株式会社アルゴ 21																				
② 事業内容	情報システムの構築、運用管理、保守等に関するサービスの提供等																				
③ 設立年月日	昭和 59 年 4 月 18 日																				
④ 本店所在地	東京都中央区勝どき六丁目 1 番 15 号																				
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 太田 清史																				
⑥ 資本金	3,627,700 千円 (平成 18 年 9 月 30 日現在)																				
⑦ 大株主及び持株比率	<table border="0"> <tr> <td>株式会社野村総合研究所</td> <td>8.65%</td> </tr> <tr> <td>株式会社テプコシステムズ</td> <td>8.65%</td> </tr> <tr> <td>佐藤 雄二郎</td> <td>5.72%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</td> <td>5.11%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社</td> <td>4.49%</td> </tr> <tr> <td>アルゴ 21 従業員持株会</td> <td>2.16%</td> </tr> <tr> <td>株式会社電通国際情報サービス</td> <td>1.42%</td> </tr> <tr> <td>ジーピーモルガンチエース シーアールイーエフ ジャ スデツク レンディング アカウ ント (常任代理人 株式会社三菱東京 UF J 銀行)</td> <td>1.14%</td> </tr> <tr> <td>シティバンク ロンドン エス エイ スティチング シェル ペンションファンド (常任代理人 シティバンク, エヌ・エイ東京支店)</td> <td>1.04%</td> </tr> <tr> <td>秋元 貞元</td> <td>0.99%</td> </tr> </table> <p>(注) 対象者の概要に関する情報は、対象者が平成18年12月21日に提出した第23期半期報告書に基づき記載しております。</p>	株式会社野村総合研究所	8.65%	株式会社テプコシステムズ	8.65%	佐藤 雄二郎	5.72%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	5.11%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	4.49%	アルゴ 21 従業員持株会	2.16%	株式会社電通国際情報サービス	1.42%	ジーピーモルガンチエース シーアールイーエフ ジャ スデツク レンディング アカウ ント (常任代理人 株式会社三菱東京 UF J 銀行)	1.14%	シティバンク ロンドン エス エイ スティチング シェル ペンションファンド (常任代理人 シティバンク, エヌ・エイ東京支店)	1.04%	秋元 貞元	0.99%
株式会社野村総合研究所	8.65%																				
株式会社テプコシステムズ	8.65%																				
佐藤 雄二郎	5.72%																				
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	5.11%																				
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	4.49%																				
アルゴ 21 従業員持株会	2.16%																				
株式会社電通国際情報サービス	1.42%																				
ジーピーモルガンチエース シーアールイーエフ ジャ スデツク レンディング アカウ ント (常任代理人 株式会社三菱東京 UF J 銀行)	1.14%																				
シティバンク ロンドン エス エイ スティチング シェル ペンションファンド (常任代理人 シティバンク, エヌ・エイ東京支店)	1.04%																				
秋元 貞元	0.99%																				

⑧ 買付者と対象者の 関係等	資本関係	当社と対象者との間に資本関係はありません。
	人的関係	当社と対象者との間に人的関係はありません。
	取引関係	対象者との間で、製商品、材料等の仕入取引（対象会社からの仕入取引）、対象会社に対する商品の販売取引などの取引関係があります。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 19 年 5 月 17 日（木曜日）から平成 19 年 6 月 14 日（木曜日）まで（21 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

証券取引法（以下「法」といいます。）第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、平成 19 年 6 月 27 日（水曜日）までとなります。

(3) 買付け等の価格

株券 1 株につき、金 1,400 円

新株予約権 ①平成 15 年 6 月 24 日の第 19 回定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 1 回新株予約権」といいます。） 1 個につき、金 1 円
②平成 17 年 6 月 23 日の第 21 回定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 2 回新株予約権」といいます。） 1 個につき、金 1 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(i) 株券

当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、当社のフィナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社が算定した株式価値算定書（以下「株式価値算定書」といいます。）を参考にしました。同社は市場株価平均法、類似会社比較法、DCF 法（ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法）の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、株式

価値算定書によりますと、市場株価平均法では 1,019 円から 1,039 円、類似会社比較法では 930 円から 1,379 円、DCF法では 1,256 円から 1,630 円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されておりました。

当社は、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において、公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を踏まえ、株式価値算定書の算定結果を勘案し、類似会社比較法のレンジの下限である 930 円からDCF法のレンジの上限である 1,630 円のレンジの中で、検討を進めました。更に、本公開買付けの見通し等を勘案した結果、最終的に本公開買付けにおける買付価格を 1 株あたり 1,400 円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付価格は、平成 19 年 5 月 15 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における終値の単純平均値 995 円（小数点以下四捨五入）に対して約 40.70%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた金額であり、平成 19 年 5 月 15 日の東京証券取引所市場第一部における終値 1,019 円に対して約 37.39%のプレミアムを加えた価格であります。

(ii) 新株予約権

平成 19 年 5 月 15 日現在において、第 1 回新株予約権について、1 株あたりの行使価格は 1,099 円であり、本公開買付けの普通株式 1 株当たりの買付価格 1,400 円を 301 円下回っております。

平成 19 年 5 月 15 日現在において、第 2 回新株予約権について、1 株あたりの行使価格は 1,092 円であり、本公開買付けの普通株式 1 株当たりの買付価格 1,400 円を 308 円下回っております。

しかしながら、いずれの新株予約権も対象者の取締役、執行役員（第 2 回新株予約権のみ）、監査役（第 1 回新株予約権のみ）、従業員又は対象者子会社の取締役に対するストックオプションとして発行されたものであり、新株予約権の譲渡、質入、その他の処分及び相続が許されない旨の行使条件が付されております。そのため、当社は、本公開買付けにより、当該新株予約権を買付けたとしても、これを行使できないと解されることから、上記の通り、新株予約権の買付価格を決定いたしました。

② 算定の経緯

当社は、平成 19 年 2 月頃より、資本提携の可能性について、対象者と協議を重ねてまいりました。その結果、当社の中長期的な企業価値の向上には、当社が対象者の議決権の過半数を取得し、対象者を連結子会社とすることが最善であると判断し、当社は本公開買付けに関する具体的な交渉・協議を開始しました。

当社は、本公開買付けにおける買付価格を決定するにあたり、野村証券株式会社より株式価値算定書を平成 19 年 5 月 15 日に取得しております。同社は市場株価平均法、類似会社比較法、DCF法（ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法）の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、株式価値算定書によりますと、市場株価平均法では 1,019 円から 1,039 円、類似会

社比較法では 930 円から 1,379 円、DCF法では 1,256 円から 1,630 円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されておりました。

当社は、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において、公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を踏まえ、株式価値算定書の算定結果を勘案し、類似会社比較法のレンジの下限である 930 円からDCF法のレンジの上限である 1,630 円のレンジの中で、検討を進めました。

更に、本公開買付けの見通し等を勘案した結果、平成 19 年 5 月 16 日開催の当社取締役会において本公開買付けにおける買付価格を 1 株あたり 1,400 円と決定いたしました。新株予約権の買付価格につきましても、合わせて同取締役会におきまして、算定の基礎において記載の理由に基づき、新株予約権 1 個当たり 1 円と決定いたしました。

③ 算定機関との関係

関連当事者には該当いたしません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した買付予定数	② 株式に換算した超過予定数
株 券	一株	一株
新株予約権証券	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株
株券等預託証券()	一株	一株
合 計	一株	一株

(注1) 買付予定の株券等の数は5,800,000株です(以下「買付予定数」といいます。)。ただし、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行い、法第27条の13第4項各号に掲げるいずれの条件も付しません。

(注2) 本公開買付けにより取得する対象者の株式に換算した株式数は最大で11,455,061株です。これは、対象者が平成18年12月21日に提出した第23期半期報告書に記載された平成18年9月30日現在の発行済株式総数(11,551,100株)から対象者が保有する自己株式数(850,939株)を控除し、第1回新株予約権及び第2回新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者の株式(平成18年12月1日以降、届出書提出日までに第1回新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者の株式を含みます。)の最大数(754,900株。各新株予約権の発行要領に基づき、対象者が平成18年12月21日に提出した第23期半期報告書の記載に従い、平成18年11月30日時点で権利行使されていない第1回新株予約権3,887個及び第2回新株予約権3,662個をそれぞれ1個当たり100株として換算しています。)を加えた株式数です。

(注3) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。ただし、応募に際しては、株券を提出する必要があります(株券が公開買付代理人を通じて株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。))により保管されている場合には、株券の提出は必要ありません。)

(注5) 公開買付期間末日までに第1回新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	58,000個	(買付け等後における株券等所有割合 54.21%)
対象者の総株主の議決権の数	105,199個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数の株券等に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成18年12月21日に提出した第23期半期報告書に記載された平成18年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。

(注3) 本公開買付けにおいては、単元未満株式も本公開買付けの対象としていることから、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記半期報告書に記載された総株主の議決権の数105,199個に単元未満株式に係る議決権の数1,797個(単元未満株式数179,800株から、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者が保有する単元未満自己株式39株を控除した179,761株に係る議決権の数)及び機構名簿の株式500株に係る議決権の数5個を加えて、「対象者の総株主の議決権の数」を107,001個として計算しています。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(注5) 公開買付者は、応募株券等(第1回新株予約権及び第2回新株予約権を含みます。)の全部の買付けを行いますので、本公開買付けにより取得する株券等に係る議決権の数は最大で114,550個(そのうち潜在株券等に係る議決権の数は最大で7,549個)となり、「買付け等後における株券等所有割合」は最大で100.00%となる可能性があります。

(7) 買付代金 15,524 百万円

(注) 買付代金は、対象者の平成18年9月30日現在の発行済株式総数(11,551,100株)から対象者が保有する自己株式数(850,939株)を控除し、公開買付期間の末日までに第1回新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象会社の普通株式(平成18年12月1日以降、届出書提出日までに第1回新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者の普通株式を含みます。)の最大数(388,700株)を加えた数に1株当たりの買付価格を乗じた額、及び公開買付期間の末日までに行使される可能性のない第2回新株予約権3,662個に買付価格を乗じた額の合計額を記載しています。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日
平成19年6月21日(木曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成19年7月4日(水曜日)となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等の指示により、公開買付けの撤回等を行った日以後速やかに、応募株主等への交付もしくは応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所への郵送により返還するか、又は、当該株券等が応募の時点において公開買付代理人(もしくは公開買付代理人を通じて機構)により保管されていた場合は、応募が行われた時の保管の状態に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

該当事項はありません。公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

証券取引法施行令(以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第2号、第3号イないしチ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することが

できます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配

布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 19 年 5 月 17 日（木曜日）

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

3. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者の取締役会は、本公開買付けについて賛同の意を表明しています。

本公開買付け終了後における当社の指名する者のアルゴ 21 の役員を選任に関しては、本公開買付けの結果当社の有することとなるアルゴ 21 の議決権の割合に応じて、両社間で誠実に協議の上決定すること、当社及びアルゴ 21 並びにそのグループ会社のシナジーを最大化するべく、本公開買付け終了後のアルゴ 21 の事業展開等について誠実に協議を行うこと等について、両社間で合意しております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成 19 年 4 月 27 日に、東京証券取引所において、平成 19 年 3 月期決算短信（非連結）を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の損益状況は以下の通りです。なお、当該内容につきましては、法第 193 条の 2 の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。

(1) 損益の状況

決算年月	平成19年3月期（第23期）
売上高	19,302,622千円
売上原価	14,781,465千円
販売費及び一般管理費	3,299,143千円
営業外収益	160,643千円
営業外費用	16,478千円
当期純利益	764,123千円

(2) 1株当たりの状況

決算年月	平成19年3月期（第23期）
1株当たり当期純利益	71.41円
1株当たり配当額	20.00円
1株当たり純資産額	781.36円

以 上

- ※ 本書面に含まれる情報を閲覧された方は、証券取引法第167条第3項及び同施行令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（2007年5月16日午後 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて掲載された時刻）から12時間を経過するまでは、株式会社アルゴ21の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分ご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。
- ※ このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に関してこれらに依拠することはできないものとします。